

## 利益相反自己申告の流れ

(2023年3月改訂日以降の新たな新規申請・変更申請・実施状況報告から適用開始)

倫理指針では、研究責任者が各自の利益相反状態を把握するよう定められています。

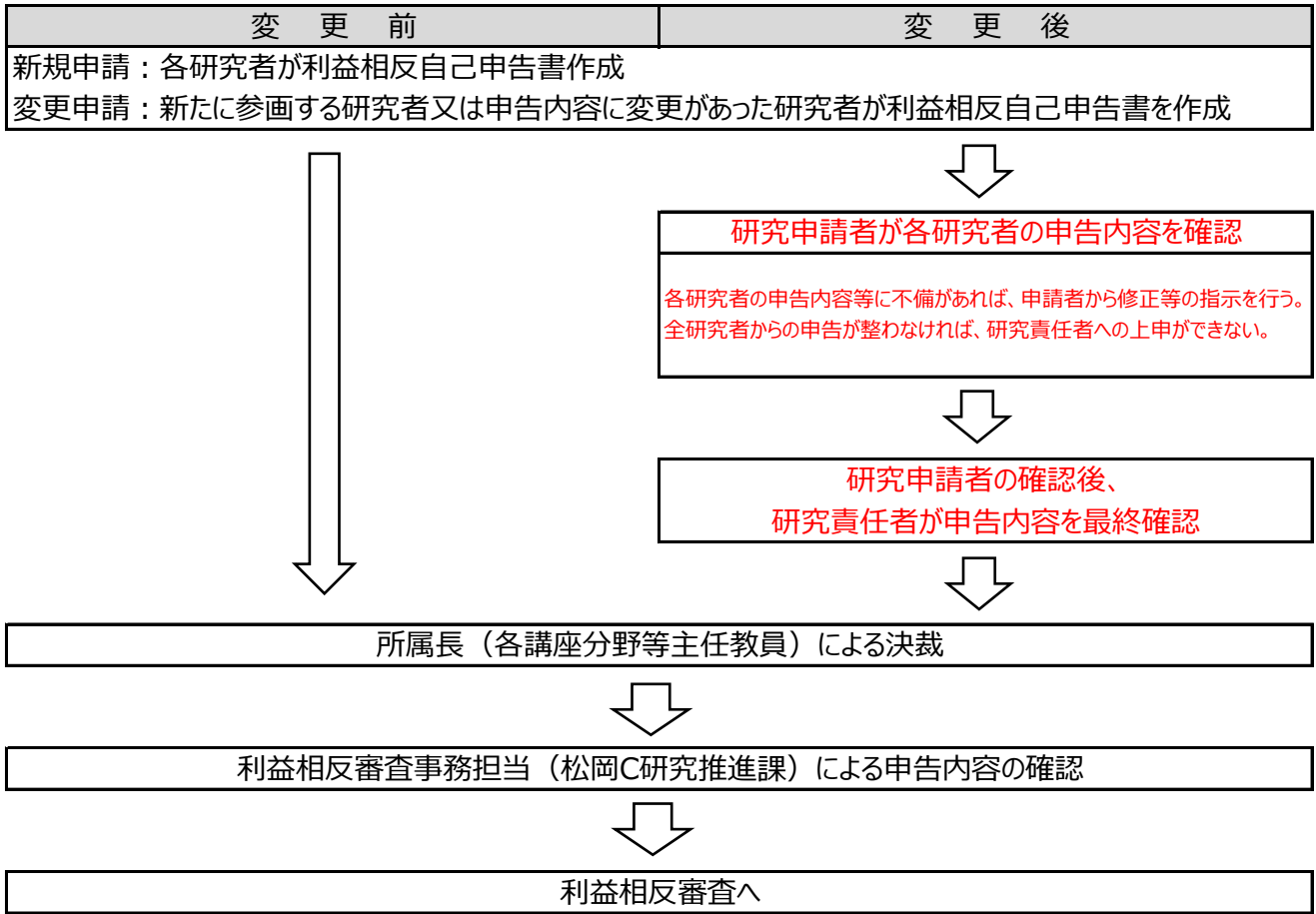
本学では、研究責任者の負担軽減のため、申請者が各自の利益相反状況を確認することになりました。

(2022年10月20日 医学系部門会議にて承認)

申請の手順	該当者	変更の有無	変更内容
1 新規申請・変更申請・実施状況報告の申請	申請者	変更なし	
2 各研究者に利益相反自己申告の依頼メールが届く	倫理システムから自動配信	変更あり	実施状況報告において、利益相反「なし」の課題についても全研究者の自己申告入力が必要となる。
3 各自が倫理審査申請システムに利益相反自己申告を入力する	各研究者	変更あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力画面大幅変更(以前の紙申告内容を踏襲)</li> <li>・利益相反「有」でも紙媒体の提出不要(システム入力のみ)</li> <li>・各項目で「有」にチェック後は、「追加」ボタンを押して詳細を入力する。</li> </ul>
4 利益相反自己申告確認待ち	申請者 (2回目の申請が必要)	変更あり	<p>★新設</p> <p>申請者は、各研究者の利益相反自己申告内容を新設した画面で確認する。誤りがある場合は、該当研究者へ修正を依頼する。</p>
5 研究責任者決裁	研究責任者	変更あり	各研究者の利益相反自己申告内容の閲覧可能。
6 所属長決裁	所属長	変更なし	
7 事務局受理待ち	事務局	変更あり	事務局が申告内容を確認し、 <u>不備があれば各研究者ではなく、申請者に修正を依頼する。</u>

# 利益相反自己申告の運用変更について（フロー図）

## ○新規申請・変更申請



## ○研究継続に係る年1回の実施状況報告

